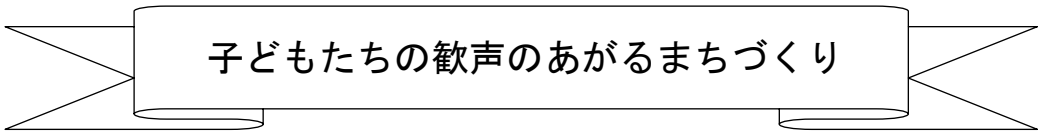


第
3
章

基 本 計 画

1 計画の基本理念と基本的視点



子どもたちの歓声のあがるまちづくり

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、安八町を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体の力で子育て家庭を支援する社会を目指します。また、親となる人たちが安心して子どもを生み、子育てを通して豊かさを実感できる環境を築き上げ、魅力あるまちづくりを目指します。

そこで、次のように8つの基本的視点を掲げました。

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進めるとともに、若者に結婚の意義の浸透と機会の提供に努めます。

③ サービス利用者の視点

核家族や共働き家庭の増加など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化していることから、これらの個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った取組みを進めます。

④ 地域全体による支援の視点

子育ては、本来父母等保護者が担うものですが、子どもは地域の宝でもあるという認識の下に、地域社会のできる子育て支援の取組みを進めます。

⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点

就労形態の多様化や核家族化が進んでいく中で、「働くこと」と「子育てをすること」の

両立が求められており、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現をめざします。

⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての負担や不安、孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭へ支援する取組みを進めます。

また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援の強化という観点も十分踏まえて取組みを進めます。

⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保護者会や子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や民生児童委員とともに、社会資源を十分かつ効果的に活用できる取組みを進めます。

⑧ サービスの質の視点

妊娠・出産期から切れ目ないサービスを安心して利用できる環境を整備するために、サービスの量と質を確保すべく人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めます。

2 基本目標

「子どもたちの歓声のあがるまちづくり」をめざし、次の8項目の基本目標を定め、それを達成するための施策を推進します。

基本目標 1 結婚・出産へのインセンティブ

平成27年10月現在、本町の30歳～34歳の男性の48.8%、女性の29.4%、35歳～39歳の男性の32.9%、女性の14.2%が未婚です（19頁参照）。未婚率の上昇と晩婚化は、少子化の要因です。人口動態統計調査結果では、結婚等を契機として本町から他市町村へ転出する人が多くなっています。この町で結婚し、複数の子どもを生むことができる環境を整えていきます。

(1) 子育て意識の醸成

結婚をするしない、子どもをもつもたない、あるいはどのように子どもを育てるかなどは、個人の、またそれぞれの家庭の自由な考え方、選択に委ねられるのは当然です。それを前提としたうえで、次代の親となる若い世代に、子育てのすばらしさや、家庭を築くことの大切さを伝えていきます。

(2) 結婚しやすい環境づくり

未婚や晩婚の要因としては、経済的な問題や出会いの機会がないなどがあります。町や関係団体は、連携してこれらの課題の解消に努めていきます。

(3) 出産への支援

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果では、理想の子ども数は「3人以上」が43.1%、実際の子ども数は「3人以上」が20.4%でした。「子どもを生みたい」「子どもが多くほしい」という人に対する支援を推進します。

基本目標2 子育て支援サービスの充実

子育てをしながら仕事を続けることを選択するために、多様化する就労形態やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が一層必要になってきます。また、仕事を中断して子育てをすることを選択した場合でも、子育ての孤立化や、緊急時への対応などが問題となっており、これらの家庭への支援が求められています。保育サービス、子育て不安解消のための相談・情報提供・仲間づくりの場、経済的支援などの充実を図るとともに、地域、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を働きかけ、すべての子育て家庭が安心して子育てのできるまちをめざします。

(1) 教育・保育サービス等の充実

仕事と子育ての両立を支援する教育・保育サービス（保育園・認定こども園・幼稚園のサービスをいいます）や放課後児童クラブの充実はもちろん、ふだんは家庭で子どもをみている保護者が病気の時などに利用する一時預かり事業の充実などを推進し、すべての子育て家庭への支援とサービスの質の向上に努めるとともに、子育てに関して気軽に相談で

きる体制の整備を推進します。

(2) ネットワークづくりと情報提供

乳児をもつ親が家庭内に閉じこもりがちにならないように、地域で親同士の交流を図る機会を設け、育児不安の解消等を図っていきます。また、これらのサービスを利用していただけるよう、より一層の情報提供に努めます。

(3) 児童の健全育成と世代間交流

子どもが自由に行動できる安全な居場所づくりを推進します。また、小学校や認定こども園において、老人クラブの方々や地域の高齢者と季節の行事や伝承遊びなどを通じた交流を図っていきます。

(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減

子育て家庭においては、教育費や医療費などが大きな負担となっています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育てや教育、医療にかかる費用について支援を行っていきます。

基本目標 3 母と子の健康の保持・増進

母子健康手帳をもらった喜びは、子育てのスタートです。喜びと不安が交錯した妊娠中の母親を応援し、安心して出産、育児ができ、すべての子どもが健やかに成長できるように、保健、医療、福祉等の分野が連携して一貫した支援に取り組みます。

また、大人への旅立ちとしての思春期の大切さを認識し、性を尊重した未来の親の育成に努めます。

(1) 母子保健サービスの充実

安全な妊娠・出産、乳幼児の成長を支援するため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査など保健サービスの内容の充実に努めるとともに、利用しやすいよう開催方法等の工夫に努めます。健診結果などから必要な妊婦や子どもに対しては、継続的な支援を行います。

(2) 食育の充実

少子化や核家族化が進む中、子どもをとりまく食の環境は大きく変わり、子どもたちの心と身体の発達に大きく影響しています。保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が互いに連携し、乳児期から望ましい食習慣を身につけるための年齢に応じた食育を推進します。

(3) 思春期における保健対策の充実

思春期は身体が急速に変化し、成長するときです。情緒的には自立と依存を繰り返し、心理的に激しく動揺します。性と命の大切さや性感染症予防に関する正しい知識・予防行動の重要性など、思春期における心と身体の健康づくりや喫煙・薬物等に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 小児医療の充実

地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関・団体の協力を得ながら、小児医療体制の充実を図ります。また、救急医療の充実や予防接種の実施、感染症情報の把握と感染拡大防止に努めます。

基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、家事、育児、近隣とのつきあいなどの生活も、暮らしに欠かすことのできないものです。この職業生活と家庭生活の調和がとれていなければ、人生の生きがい、喜びは半減します。

職業生活と家庭生活の両立は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

(1) 仕事と家庭の調和

子どもを持ち夫婦共働きをする核家族世帯が増加しています。しかし、依然として、家事・育児は女性が担当するという世帯が少なくありません。仕事と生活の調和の実現は、世帯単独でできるものではありません。そのため、男性・父親の家事・育児参加に関する広報・啓発活動等を推進します。

(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

子育てしながら働き続けることができるよう企業等に働きかけるとともに、出産・子育て等を理由に退職した女性が再就職あるいは職場復帰ができるよう支援します。

基本目標 5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの学力や学習意欲の低下、基礎体力の低下などが指摘されています。また、子どもが関わる事件やいじめ・不登校など心の問題がクローズアップされています。これらの問題は、学校や認定こども園だけで解決できるものではありません。本来、子どもは豊かな感性や、想像力（創造力）など成長する力をもっており、その力を引き出す教育環境を作っていくことが必要です。学校や認定こども園、家庭、地域が協力して、子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育んでいきます。

(1) 親育ち教育の推進

基本的な倫理観や社会的マナーの欠如など、家庭における教育力の低下が危惧されていることから、子育てに関する講座、家庭教育学級など、親育ちのための学習機会の提供に努めます。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

認定こども園の活動内容の充実を図るとともに、多様化する保護者のニーズや地域の子育て支援に対応できるよう機能強化を図っていきます。

ボランティア活動や職場体験など、子どもに必要な生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実、いじめ・不登校などに対応する教育と相談体制の充実に努めます。

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して子どもを育てられるまち、子どもがのびのびと遊び回れるまち、そんなやさしいまちづくりをめざしていきます。

障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリーのまちづくりは着実に進んできていますが、今後は、さらに一歩進めた、あらかじめだれもが使いやすい設計とするユニバーサルデザ

インの考え方を採り入れていきます。

(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

近年、子育て期にある家庭の要望に見合う賃貸住宅が充足しているので、今後も民間賃貸住宅の活用を促進します。また、子どもが利用する認定こども園等において、室内空気環境の安全性を確保するため、インフルエンザ、シックハウス等の対策を推進します。

(2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備をするとともに、公共建築物、歩道等については、子ども、子ども連れ、妊婦などが安心して出かけられるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした整備を推進します。

基本目標7 子どもの安全の確保

子どもが広場や公園でのびのびと遊べるまちが理想ですが、現実には交通事故や犯罪に巻き込まれる心配があります。子どもを交通事故から守るため、警察、認定こども園、学校、児童館および関係団体との連携を図り、交通事故防止の意識を持つための教育や、犯罪から子どもを守るためのパトロール等地域住民の協力を得ながら総合的な交通事故防止対策、防犯対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察や関係団体と連携を図り、交通事故防止策を推進します。また、事故の危険性の高い通学路の歩道等の整備を推進し、安全・安心な歩行空間の創出に努めます。

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、関係機関との情報交換や、地域住民による防犯パトロール活動等を推進します。

基本目標 8 要保護児童への対応

子育ての不安感や負担感が児童虐待の要因の一つであることが明らかになっており、その不安感や負担感を軽減するための施策を推進します。

障がいのある子どもについては、地域で生き生きと生活できるよう、その根幹となる事業の拡充を図り、ひとり親家庭に対しては、自立と就業の支援に重点をおいた取組みの充実に努めます。

(1) 子どもの人権の尊重

児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止など、子どもの人権を守る体制づくりに努め、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促進していきます。

(2) 障がい児施策の充実

関係機関と連携を図りながら、障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療、障がい児の健全な発達の支援、障がいのある児童生徒に対する適切な教育を推進します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て・生活支援策、就業支援策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握し、総合的な対策を適切に推進します。

(4) 子どもの貧困対策

子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に取り組めます。

3 施策の体系

基本目標	行動目標	行動項目
1 結婚・出産へのインセンティブ	(1) 子育て意識の醸成	☐ 中学生と乳幼児の交流事業 ☐ 結婚・出産の意義に関する教育 ☐ 学校教育における男女共同参画の推進
	(2) 結婚しやすい環境づくり	☐ しあわせ相談サロン事業（結婚相談） ☐ しあわせ発見事業 ☐ 結婚祝い金
	(3) 出産への支援	☐ 不妊治療費の助成 ☐ 出産祝い金
2 子育て支援サービスの充実	(1) 教育・保育サービス等の充実	☐ 平日昼間の教育・保育サービス ・英語保育事業 ・広域入所 ・障がい児保育 ・合同研修 ・地域型保育 ☐ 時間外保育 ☐ 病児・病後児保育 ☐ 一時預かり事業 ☐ 子育て短期支援事業 ☐ ファミリーサポートセンター事業 ☐ 放課後児童クラブ事業 ☐ ホリデー・サポート・スクール事業 ☐ 放課後子ども教室 ☐ 子育て支援センターにおける育児相談 ☐ 児童相談事業 ☐ 認定こども園の統合
	(2) ネットワークづくりと情報提供	☐ 園庭開放事業（ちびっこ広場） ☐ キッズビクス（親子体操） ☐ 子育てセミナー・ミニ講演会 ☐ 親子教室 ☐ 安ハこども文庫 ☐ 子育てサークル活動の支援 ☐ 保育ボランティアの育成 ☐ 子育てに関する情報提供 ☐ 地域子育て支援拠点事業

基 本 目 標	行 動 目 標	行 動 項 目
2 子育て支援サービスの充実	(3) 児童の健全育成と世代間交流	○児童館の活発な利用 ○ジュニア文化サークル事業 ○高齢者とのふれあい事業 ○老人福祉施設への訪問活動
	(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減	○保育料の軽減 ○こども医療費助成制度 ○学校給食費助成制度 ○通学かばん購入補助制度 ○児童手当
3 母と子の健康の保持・増進	(1) 母子保健サービスの充実	○子育て世代包括支援センター ○母子健康手帳の交付 ○父子手帳 ○妊婦健康診査事業 ○ハッピープレママ会 ○乳幼児訪問事業 ○新生児聴覚検査 ○乳幼児健康診査事業 ○利用者支援事業 ○スマイルキッズ
	(2) 食育の充実	○離乳食教室 ○保育士による食育 ○園庭栽培事業 ○管理栄養士による食育講座 ○食生活改善協議会の食育講座 ○学校給食を通じた食育 ○体験農園事業 ○親子料理教室
	(3) 思春期における保健対策の充実	○性に関する正しい知識の普及 ○喫煙の防止 ○飲酒の防止 ○薬物乱用の防止 ○いのちの教育 ○スクールカウンセラーの配置 ○薬物防止の啓発事業 ○不登校児童・生徒への支援

基本目標	行動目標	行動項目
3 母と子の健康の保持・増進	(4) 小児医療の充実	○小児科医の確保 ○予防接種事業 ○感染症予防対策 ○救急医療体制の充実 ○子どもの事故防止啓発
4 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と家庭の調和	○男女共同参画社会の意識啓発 ○男性の子育て等の促進 ○父親プログラムの普及 ○両親学級の開催 ○小中学校の学校行事 ○家庭の日の推進 ○家族の日・家族の週間の推進 ○子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発
	(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり	○看護・育児・介護休暇制度等のPR ○シンポジウムの開催 ○一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ ○事業主への啓発 ○「早く家庭に帰る日」の普及促進 ○企業における子ども参観日事業 ○お父さんがんばって講座 ○母性健康管理指導事項連絡カードのPR ○再就職等のための情報提供 ○子育て世代の女性の就業率の向上
5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 親育ち教育の推進	○親育ちへの学習機会の提供 ○家庭教育の充実 ○地域の教育力の向上 ○奉仕体験事業
	(2) 幼児教育・学校教育の充実	○ブックスタートの充実 ○認定こども園における幼児教育推進事業 ○幼児教育の充実 ○学校教育の充実（確かな学力の向上） ○豊かな心の育成 ○健やかな体の育成 ○信頼される学校づくり ○いじめや不登校などへの対応

基本目標	行動目標	行動項目
6 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保	○賃貸住宅の供給を支援する事業 ○シックハウス対策 ○加湿・空気清浄機の設置
	(2) 安心して外出できる環境の整備	○遊び場の確保 ○公共施設等のバリアフリー化 ○子どもトイレの整備 ○歩道の整備事業 ○路側帯の設置およびカラー舗装
7 子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	○交通安全教育の推進 ○チャイルドシートの貸し出し ○ランバッグの購入補助事業 ○通学路歩道拡張事業 ○安全マップ作成事業
	(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	○校区内パトロール事業 ○夜間街頭パトロール事業 ○下校時地域巡回パトロール事業 ○登下校時見守り事業 ○子ども110番の家設置事業 ○監視カメラおよび刺股の設置事業 ○安八安心メール ○防犯ブザー配布事業 ○防犯灯の整備事業 ○情報モラル教育の推進
8 要保護児童への対応	(1) 子どもの人権の尊重	○児童虐待の防止 ○子ども家庭総合支援拠点事業 ○相談体制の充実 ○養育支援訪問事業
	(2) 障がい児施策の充実	○乳幼児健康診査 ○児童発達支援事業 ○障がい児保育の充実 ○学習障がい児等への教育的支援事業 ○放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ ○放課後等デイサービス ○経済的支援
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	○相談体制や情報提供の充実 ○経済的支援 ○ひとり親家庭等の就業促進事業
	(4) 子どもの貧困対策	○教育支援 ○経済的支援

4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域

基本指針では教育・保育提供区域を定めることとされていますが、本町は町域がさほど広くなく、小中学校以外は必ずしも区域を定めて利用されているわけではありません。教育・保育サービスは、区域にとらわれなくて、保護者の就労状況等に合わせて提供しているため、本町の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域は、町全体とします。

5 計画期間の子ども数

目標年度である令和6年度の子ども数（18歳未満人口）は、次表のとおり2,250人と推計しました。令和元年5月31日現在の子ども数2,568人からは12.4%減少するとみています。なお、「第3期あんぱちっ子すくすくプラン」では、目標年度である平成31年度の子ども数を2,591人と見込んでいましたが、実際の子ども数は23人下回りました。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～2歳	312	313	295	289	287	285
0歳	92	89	87	87	87	85
1歳	104	103	99	97	97	97
2歳	116	121	109	105	103	103
3～5歳	365	343	341	336	337	319
3歳	108	104	121	109	105	103
4歳	137	114	104	121	109	105
5歳	120	125	116	106	123	111
6～8歳	438	394	381	364	347	345
6歳	142	122	124	115	105	122
7歳	153	134	124	126	117	107
8歳	143	138	133	123	125	116
9～11歳	463	440	436	425	403	390
9歳	142	147	140	135	125	127
10歳	161	147	148	141	136	126
11歳	160	146	148	149	142	137
12～14歳	483	487	475	467	444	440
15～17歳	507	500	490	472	483	471
合 計	2,568	2,477	2,418	2,353	2,301	2,250

（注）令和元年は、令和元年5月31日現在の住民基本台帳および外国人登録人口